

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1)元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2)国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3)政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285名の元「慰安婦」の方々に実施し、2002年9月末、終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は2001年7月に終了し、インドネシアでの事業は2007年3月まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性の人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々は後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の問題についての償いだけでなく、女性に対する暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について啓発活動等、以下の活動にも積極的に取り組んでまいります。

- 女性に対する暴力のない社会をめざすための啓発活動
- 女性が直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に取り組んでいる団体などへの活動支援
- 女性に対する人権侵害などについての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力被害を受けた女性に対する援助者を育成するための研修

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)
〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6 相互九段南ビル4階
電話 03-3514-4071 ファックス 03-3514-4072
Home Page: <http://www.awf.or.jp> E-mail: dignity@awf.or.jp

女性に対する

暴力

Q & A

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

はじめに

(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)は、1999年度に「女性の人権Q & A」を作成し、広く国際社会の女性の人権に対する取り組みを包括的に知っていただく試みをいたしました。

今年度は、国際社会の「女性に対する暴力」への取り組みについてのQ & A小冊子により、出来るだけ多くの方々に、今日、女性が直面している暴力のかたち、種類、原因、結果などについて啓発することを目的として本書を作成しました。

国連人権委員会は、「女性に対する暴力」の問題に着目し、1994年特別報告者を任命しました。特別報告者のラディカ・クマラスワミ氏は、国連加盟国政府、専門機関、国際及び各国NGOなどの協力を得て、女性に対する暴力の情報を求め、調査を行い、それを根絶するための有効な手段についての調査結果を人権委員会に提出し、勧告を行いました。この小冊子は、その報告書を中心に国際社会の女性に対する暴力への取り組みをまとめています。

地域の女性センターや相談機関、学校などで、広く利用していただければ幸いです。

2003年3月

(財)女性のためのアジア平和国民基金

女性に対する暴力

Q & A

Q1 「女性に対する暴力」(VAW/バイオレンス・アゲインスト・ウーマン)という言葉はいつから使われるようになったのですか。……………	4
Q2 「女性に対する暴力」とはどのような暴力をいうのですか。……………	5
Q3 社会で女性が直面する「暴力」には、どのような暴力がありますか。……………	6
Q4 こうした暴力がおこる原因はどこにあるのですか。……………	7
Q5 「女性に対する暴力」はどのような結果をもたらしますか。……………	8
Q6 これまでどうしてこうした暴力が見逃されてきたのですか。……………	9
Q7 最近になってとくに注目されるようになったのはなぜですか。……………	10
Q8 「セクハラ」も暴力ですか。……………	11
Q9 「家庭内暴力」(DV/ドメスティック・バイオレンス)とはどのような暴力ですか。……………	12
Q10 「女性に対する暴力」には文化による違いがありますか。……………	13
Q11 伝統的慣習・慣行による暴力とは何ですか。……………	14
Q12 宗教による暴力もあるのですか。……………	16
Q13 国家が犯す「女性に対する暴力」とはどのような意味ですか。……………	17
Q14 女性が女性であることが、なぜ暴力に結びつくのですか。……………	18
Q15 女性と男性が平等である社会では、暴力は防げるのですか。……………	19
Q16 とくに暴力にさらされやすい女性たちがいるのですか。……………	20
Q17 国連が「女性に対する暴力」と取り組む理由、背景はどこにあるのですか。……………	21
Q18 国際社会はどのような対応を取っているのですか。……………	22
Q19 「女性に対する暴力」をなくすための国際条約や地域協定はありますか。……………	23
Q20 それぞれの国はどのような責任・責務をおっているのですか。……………	24
Q21 武力紛争下での「女性への暴力」が国際問題となったケースはありますか。……………	26
Q22 家庭内暴力はどこでも犯罪とみなされているのですか。……………	28
Q23 女性に対する暴力を取り締まる法律として、どのような法律がありますか。……………	29
Q24 日本ではどのような法律が適用されますか。……………	30
Q25 暴力の被害者に対する支援、予防のためにどのような努力がなされていますか。……………	31

Q1

「女性に対する暴力」
(VAW/バイオレンス・アゲインスト・ウーマン)という
言葉はいつから使われるようになったのですか。

いつの時代、どこの社会でもある性別に基づく暴力、セックスがからむ暴力は、もともと「性暴力」(セクシュアル・バイオレンス)と呼ばれていました。当たり前のこととされてなかなか表面化しなかった性暴力が、近年女性たち自身による告発によって「女性に対する暴力」と使われるようになりました。

女性たちが国際的に声をあげるようになり、1996年6月、ウィーンで開催された世界人権会議の「ウィーン宣言及び行動計画」で国際文書として初めて、女性に対する暴力は、女性の人権侵害であると明記され、1993年12月の国連総会では「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択され、そこではじめて「女性に対する暴力」が私事ではなく社会問題、人権問題であることが明確になりました。

「女性に対する暴力はすべての社会の日常生活にさまざまな形態で存在している。女性は暴行を受け、身体を傷つけられ、焼かれ、性的に虐待されレイプされている。このような暴力は「女性の10年」がめざす平和その他の目的にとって大きな障害であり、特別に目を向ける必要がある。暴力の被害者となった女性には特別の関心を寄せ、包括的な援助をさしよるべきである。」

国際的な流れで見ると、1970年代、女性問題はもっぱら政治的経済的差別の問題として、また途上国において女性が開発に対等に参加する問題として扱われました。1985年になり国連女性の10年「平等、開発、平和」がどこまで達成されたかを検討、評価する世界女性会議は「ナイロビ将来戦略」を採択し、ジェンダーに基づく暴力について次のように述べました。

さらに国連経済社会理事会は1990年5月、次のような付帯決議を採択しました。

「家族や社会における女性への暴力は、所得や階級、文化の違いを超えていたるところに見られ、これをなくすために緊急かつ有効な手段が取られる必要がある。女性に対する暴力は、女性が社会において不平等な地位に置かれているところからきている」

Q2

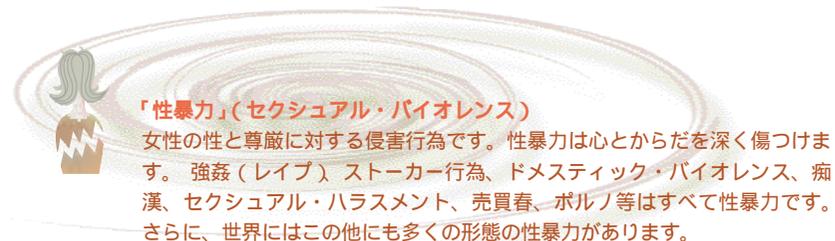
「女性に対する暴力」とは
どういう暴力をいうのですか。

1993年12月20日に国連総会が採択した「女性に対する暴力撤廃宣言」は、初めて「女性に対する暴力」を次のように定義しました。

「女性に対する肉体的、精神的、性的または心理的損害または苦痛が結果的に生じるかもしくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力行為を意味し、公的または私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという脅迫、強制または自由の恣意的な剥奪を含む」(第1条)

その2条では、具体的な「殴打、家庭内における女児の性的虐待、持参金に関連した暴力、夫婦間の強姦、女性性器の切除及びその他の女性に有害な伝統的慣習、婚姻外暴力及び搾取に関連した暴力を含む家庭において起こる肉体的、性的及び精神的暴力」をあげています。すなわち、女性たちが告発した暴力は、戦争や民族・宗教の対立による内戦に伴う集団レイプ、国際的な人身売買・児童買春、社会的力関係を利用した性暴力から家庭内暴力にまで及びます。

言いかえれば、女性が女性であるがゆえにさらされる暴力のことで、それは個人生活でも社会的にも起こっています。



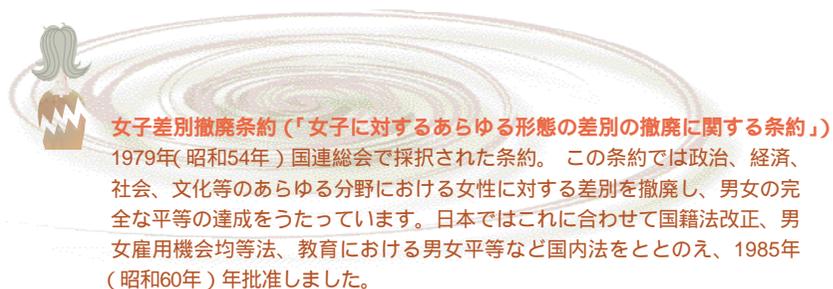
Q3

社会で女性が直面する「暴力」には、どのような暴力がありますか。

どこの地域社会でもはびこっている暴力は、ドメスティックバイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、レイプ、性暴行などです。レイプは夫婦間のレイプや近親姦という形で家族内でも起こるし、一般社会の中でも起こります。また、監禁下にある女性への拷問手段として国家の手で行われることもあれば、武力紛争下や難民キャンプでも起こっています。もうひとつ一般的な暴力は、職場や学校で見られるセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）です。

さらに、伝統的慣習によって女性が暴力にさらされる場合がままあります。女性性器の切除、息子優先による女兒殺しや女兒の栄養失調、早婚、持参金がらみの暴力、未亡人の殉死、処女テストといった慣習が今でも行われている社会は決して少なくありません。

ポルノグラフィもまた、女性の品位を落とし、不当に扱うことを美化し、女性には男性の性欲の受け皿という従属的役割しかないと断定する状況を作り出すという意味で、暴力の一つの形態です。



Q4

こうした暴力がおこる原因はどこにあるのですか。

「女性に対する暴力」は人間の歴史とともに古くからあり、男性と女性の不平等な関係の表われです。肉体的に強者である男性は力を使って女性を支配し、差別し、女性の向上を阻んできました。長い間、そのことは「あたりまえ」「当然」「やむおえない」などと社会的に女性も含めて思われていました。つまり、暴力は歴史的過程の中でつちかわれたものであって、自然のものでも生物学的決定論から生まれるものでもありません。男性優位の体制には歴史的な根拠があり、その働きや表現は時代によって変わります。

「女性に対する暴力は、男女間の歴史的に不平等な力関係の現われであり、これが男性の女性に対する支配及び差別ならびに女性の十分な地位向上の妨害につながってきたこと、及び女性に対する暴力は女性を男性に比べ従属的な地位に強いる重要な社会的機構の一つである」（1993年国連総会決議「女性に対する暴力差別撤廃宣言」前文）

女性への暴力は歴史的に、女性の性行動を支配する手段として使われてきました。家父長制の下では一人の女性が産む子どもたちが確実に正しい父親から生まれるよう、貞節を守らせる必要があったのです。

また、女性の性的特徴（セクシュアリティ）が名誉という概念と結びついた伝統も少なくありません。女性の性行動によって夫（男性）の名誉が汚されたとして、暴力が正当化されることは、2000年の国連女性特別総会の「行動計画」にもあるように、今でもしばしば見られます。

女性のセクシュアリティが暴力の原因になることはまた、社会が女性を暴力から守ることを求めます。女性に対する服装や行動の制限もそこから発生します。これに従う女性は守られる一方、従わない女性、平等や自立を主張する女性は暴力を受けやすいという結果につながります。

Q5

「女性に対する暴力」はどのような結果をもたらしますか。

「女性に対する暴力」は社会的に見過ごされることが多く、それがもたらす結果についてもデータはほとんどありません。しかし、恐怖がもっとも大きな結果とされ女性を規制する要素であることはさまざまな側面から報告されています。暴力をおそれるあまり自立した生活ができない女性も少なくありません。恐怖は女性の行動を制限し、ひとりで出歩けない、「挑発的」な服装は許されない、という地域はたくさんあります。

暴力を受ける女性が健康上深刻な問題を抱えるのは当然のことで、最近になって女性への暴力がもたらす身体的、心理的影響についての調査も行われるようになりました。とりわけ、家族間の暴力は子どもに大きな影響をおよぼします。配偶者を殴る家庭で育った男性は、そうでない家庭で育った場合よりも妻を殴る率が非常に高いという調査結果もあります。

暴力によって女性が家族や地域での生活に十分参加できなければ、女性の能力やエネルギーをいかすことができず、社会にとっても大きな損失です。

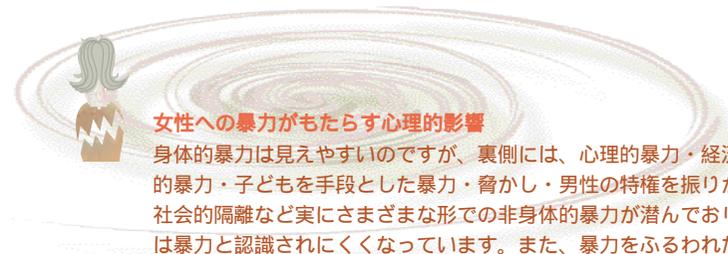
Q6

これまでどうしてこうした暴力が見過ごされてきたのですか。

主な要因として、女性の従属的地位を正当化する文化がひろく行き渡っていることがあげられます。「女性への暴力」を伝統的慣行として正当だとするイデオロギーも行きわたっています。先進国と途上国とを問わず、夫が妻を懲らしめたり殴ることを社会が是認してきたのです。こうした是認が法体系にふくまれていることもあります。

男らしさ、女らしさを強調するイデオロギーでは、男性は腕力をふるうことができ、女性は受け身で従順だとされます。女性であることのひとつとして暴力を受け入れるよう求めるのです。

プライバシーの原則にしたがって女性が暴力を表に出さない、恥ずかしいと感じる、家族を聖域とする考え方も、こうした暴力を見過ごす大きな要因です。妻に暴力をふるう夫を大目に見る態度はどこにでも見られます。ごく最近まで、家族間の争いは私事とみなされ、警察は介入しないという傾向が一般的でした。そのため、女性への暴力はどここの社会でも目に見えないものとなったのです。



女性への暴力がもたらす心理的影響

身体的暴力は見えやすいのですが、裏側には、心理的暴力・経済的暴力・性的暴力・子どもを手段とした暴力・脅かし・男性の特権を振りかざす行為・社会的隔離など実にさまざまな形での非身体的暴力が潜んでおり、外部からは暴力と認識されにくくなっています。また、暴力をふるわれた経験や将来的に身体的暴力をふるわれる可能性への脅威は、女性に大きな威圧感、恐怖感を与え、精神的な萎縮や自立を困難にします。

Q7

最近になってとくに注目されるようになったのはなぜですか。

なによりも女性たち自身の力が大きいと言えます。1985年に性暴力が開発に関連した問題(註)として打ち出されて以来、世界中の女性団体や活動家たちは、レイプ、妻への暴行、性的奴隷制、セクシュアル・ハラスメントなどの虐待に反対する運動を精力的に進めてきました。

(註)ミランダ・デービス(編)「世界の女性と暴力」(鈴木研一訳、明石書店、p.4)

国連の経済社会理事会も1990年5月の決議で次のように述べています。

「家族や社会における女性への暴力は、所得や階級、文化の違いを超えているところに見られ、これをなくすために緊急かつ有効な手段が取られる必要がある。女性に対する暴力は、女性が社会において不平等な地位に置かれているところからきている」

1992年、女子差別撤廃委員会(CEDAW)は、第II会期で、ジェンダーによる暴力をこう規定しました。

「これは女性だという理由で受ける暴力、ないし女性が一方的に影響を受ける暴力である。その中には身体的、精神的、性的な害や苦しみを与える行為、強制その他の自由の剥奪による脅迫が含まれる。」

こうした動きを受け、1993年6月ウィーンで開かれた世界人権会議の「ウィーン宣言と行動計画」で、「女性と少女の人権は普遍的人権の一部である」と明言し、さらに同年12月、「女性に対する暴力撤廃宣言」が国連総会で採択されました。

国連人権委員会はこれらの決議を実行するため、1994年3月、第50会期において「女性の権利を国連の人権機構に組み込むこと及び女性に対する暴力の根絶に関する問題」決議(1994/45)を採択し、その中で、特別報告者を3年間任命することを決めました。

報告者となったスリランカ人のラディカ・クマラスワミ氏は、国連加盟国政府、条約下で設立された機関、専門機関、国際および各国NGOの協力を得て、女性に対する暴力ならびにその原因及び結果に関する情

報を求め、調査を行い、女性に対する暴力を根絶するための有効な手段について一連の報告書を人権委員会に提出し、勧告を行い、この問題に対する国際社会の理解を深めることに重要な貢献をしました。その任期は、後に2003年まで延長されました。

Q8

「セクハラ」も暴力ですか。

セクハラ(セクシャルハラスメント=性的嫌がらせ)は、女性に対する性暴力の延長上にあるものです。女性の心身に対する個人攻撃であり、恐怖を与え、自分の身体や教育・移動の自由と権利を侵します。支配し威嚇するためのメカニズムとして利用され、セクハラを通して女性の従属的地位が維持されるのです。

セクハラは職場や教育施設、公共交通機関などで頻繁に起こりますが、とりわけ職場や教育機関でのセクハラは有害です。女性の経済的自立を脅かし、女性を職場や学校から追い出す行為です。セクハラで職場を去る女性は男性の9倍にも上ります。不快な経験をすることに加えて、仕事や勉学、研究にふさわしい環境が得られないのも、セクシャルハラスメントの側面です。

セクハラにあてはまる行為はきわめて広範囲におよび、法律的に性犯罪と定義される行為だけでなく、現在の社会的背景では「あたりまえ」とされる行為、例えば、「そろそろ寿退社かい?」とか「女には仕事はまかせられない」などまで含まれます。すなわちセクハラとなる決定的要素は、受ける側が望まない行為、嫌がられる性的関心があること、受ける側から見て無礼かつ威嚇的な行為です。

Q9

「家庭内暴力」(DV/ドメスティック・バイオレンス)とはどういう暴力ですか。

主には夫や恋人など親密な関係の男性による女性への暴力を言います。日本では、「家庭内暴力」という言葉は、親子間の暴力が想定されることが多いため、夫や恋人などからの男性による女性に対する暴力はDV, ドメスティック・バイオレンスという言葉を使い違いを明確にしています。従来、家庭は避難所、平和と調和にみちた「私的な安息の場」とされてきましたが、最近になって、家庭が「暴力の温床」となり、家庭内の女性が家族の暴力にさらされることが少なくないという実態が明らかにされてきました。

家庭の中に潜在し隠されているDVについて、民間や政府・自治体がおこなった調査および電話相談によれば、夫やパートナーによる女性への身体的暴力は「殴る」「蹴る」「投げ飛ばす」「首を絞める」などにおよび、その被害は裂傷・切傷、骨折、鼓膜損傷、眼部損傷、神経損傷などにわたります。DVは社会的に容認、放置されがちで、殺害にいたって初めて事件になるとも言われてきました。日本では、殺害される女性被害者の約3割が、夫か内縁の夫の暴力によるものです。また、20人にひとりの女性がDVを経験しているという調査結果もあります。

(註)イミダス2001年より

同時に、家庭内暴力にはさまざまな形態があります。少女や子どもは往々にして家族による性的虐待の犠牲になります。高齢者や病弱者、身体障害者も虐待される可能性があります。女性の家事労働者に対する暴力、嫁・姑の間の暴力などあらゆる形の家庭内暴力があります。その中でもっとも多いのが夫・パートナーによる暴力で、世界中どこでも起っています。

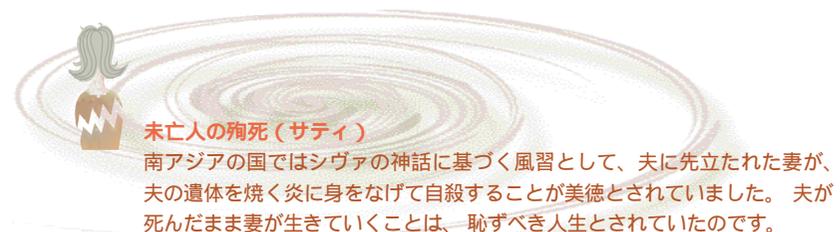
Q10

「女性に対する暴力」には文化による違いがありますか。

文化や宗教、伝統による違いはあります。例えば、女性性器の切除・割礼はすべての文化で行われているわけではなく、アフリカやアジアの一部など特定の地域・文化でのみ見られる暴力ですし、初潮前の少女を結婚させる早婚や持参金がらみの殺人、強制的産児制限も一定の文化の中でおこる暴力です。

階級差別やカースト制度が性的虐待を正当化することもあります。暴力と宗教、文化の間に関連があることは、未亡人に殉死(サティ)を強制する一部の地域の風習や、先住民居住区における男性の暴力などに明らかです。

にもかかわらず、問題は女性への暴力が階級や文化、人種の違いを超えた普遍的な現象だということです。家庭内暴力(ドメスティック・バイオレンス)とは、一般に男性のパートナーによる女性に対する身体的、精神的暴力をさしますが、妻を殴ったり蹴ったりすることは、あらゆる経済社会構造に共通しており、文化の違いと関わり無く存在すると言えます。



Q11

伝統的慣習・慣行による暴力とは何ですか

古くからある慣習は、伝統や文化やその社会にある権力の不平等に深く根を下ろしています。若い女性にとっての通過儀礼として働くことも多く見られます。こうした慣習が行われている地域の情報・教育の欠如も一役買っています。

アフリカとアジアの一部で性器を切除された女性や少女は、1994年に一億人に達しました。世界保健機関（WHO）によれば、この他に200万人の少女が毎年、切除の危険にさらされていると推定されています。この慣行は文化として受容され、賛美すらされている社会もあるため、国際的な非難がたかまりつつあるにもかかわらず、依然として存続しているほか、先進国に居住する移民の間でも行われていました。但し、最近では、法律で禁止する国も増えています。

アジアの社会でとくに目立つのが息子優先の風潮です。歴史的に家父長制に根を下ろしており、無視することはできません。国連人権委員会の女性と子どもの健康に影響を及ぼす伝統的慣行の作業部会報告では、息子優先を「両親による息子びいきは、女の子に対する無視、権利の剥奪や差別的扱いとして表れることが多く、少女の心身の健康を損なう」と述べています。

極端な形としては、胎児や女児殺しもありますし、兄弟や夫優先による女児や女性の無視、食物から基本的栄養、教育や情報へのアクセスの欠如、リクリエーションや経済的選択の不平等といった事柄にまでおよびます。

南アジア諸国では年間1万件をこす持参金関連の死亡事件が occurring いるほか、15歳以下の少女の40%がすでに結婚している国もあります。

（註「世界の女性と暴力」）

結婚に関連する伝統的慣行がとくにアジア、アフリカ地域の多くの社会で行われていることは明らかです。インドでは持参金に関連した花嫁殺しや殉死の慣行はすでに非合法化されていますが、地域社会でおこる可能性は今も残っています。また女性が結婚した夜に、レイプ・性的虐待のひとつとして処女テストを受けさせられるという社会は少なくありません。

伝統的慣行や制裁による女性への暴力が、特別の法律で正当化されている場合もあります。たとえばイスラム教圏の一部の国における女性に対する公開の石たたきなどは、女性への暴力の制度化・合法化の表れです。

伝統的慣行やこれに関連する法律に公然と反抗する女性が、死の脅迫や暴力を受ける側になることが多いという事実も見逃しにできません。「固有の文化」としてこうした慣行に固執したり、国が何もしないことが、女性への暴力を野放しにしてきたのです。

